

湯沢版 MaaS オペレーション業務 仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、社会経済活動やライフスタイルの変化が見られる中、新潟県の活性化に向け、市町村、民間事業者と連携して取り組む地域活性化リーディングプロジェクトの一環として、新潟県湯沢町において、地域住民や来訪者（首都圏等からのワーケーションやビジネス目的来訪者、観光客等）等の利便性向上に資する、地域公共交通を軸にした新たな生活環境整備（湯沢版 MaaS）の令和 3 年度の社会実験に合わせた MaaS 施策の運営・オペレーションを行う。

2 委託の内容

(1) 湯沢版 MaaS 導入計画

ア) 社会実装までの導入計画

湯沢町の地域特性（別紙 1）や令和 3 年度社会実験案（別紙 2）を踏まえつつ、令和 3 年度の社会実験から社会実装（令和 5 年程度を想定）までの湯沢版 MaaS の段階的な導入を計画する。

イ) 令和 3 年度社会実験の導入計画

上記ア) により令和 3 年度社会実験で検証すべき項目を整理した上で、令和 3 年度社会実験での湯沢版 MaaS の導入を詳細に計画する。計画にあたっては、新潟県、湯沢町、湯沢町観光協会から構成される「(仮称) 湯沢版 MaaS 推進協議会」（以下「推進協議会」）と連動して計画を進める。

ウ) 持続可能な MaaS 施策展開のためのフィージビリティスタディの実施

下記(2)で実施する MaaS 施策の運営・オペレーションを踏まえ、オペレーターの事業性の確保および利用促進のための販売促進等を勘案した場合のフィージビリティスタディを実施する。運行事業者・推進協議会・オペレーターのそれぞれの役割や収益・運営経費を勘案し実施する。

(2) 令和 3 年度社会実験での MaaS プラットフォーム整備および MaaS 施策の運営・オペレーション

導入計画に基づき、令和 3 年度社会実験での MaaS プラットフォーム整備および MaaS 施策の運営・オペレーションを行う。

MaaS パスの種類および適用対象は次頁の表に示すとおりとする。発売・発券の具体的な方法や首都圏からの広域輸送等との連携の手法は提案内容によるものとする。

ア) MaaS パスの印刷・販売

令和3年度社会実験で推進協議会が発行するMaaSパスの印刷・販売を行う。

販売箇所は、越後湯沢駅および岩原トランジットセンターを基本とし、地域住民・観光客・宿泊客・ワーケーション客が購入しやすいように企画提案により追加するものとする。なお、外部委託等による販売も可能とする。

上記販売箇所におけるブースの確保については推進協議会の協力を受け企画提案者が行う（上屋等の設置は要さない）。また、販売の営業時間等は企画提案による。

MaaSパスの発行形態・決済手段は企画提案によるものとするが、地域性を鑑み、年齢・階層に関わらず誰もが使いやすいものとする。また、MaaSパスへの有効期限の表示方法は企画提案による。

イ) MaaS パスを使った割引等のサービス提供

おでかけ促進による地域活性化を狙いとして、推進協議会が調整するコワーキングスペースや飲食店・各種体験型サービス等と連携し、MaaSパス保有者が割引等のサービス提供を受けられるようにする。手法や対象は企画提案によるものとする。

名称	適用対象	種類	販売箇所	ターゲット	想定発行枚数
バス パス	シャトルバス（社会実験）・路線バス（南越後観光の大源太線、土樽線）	5回券	車内のみ	突発的乗車対応	100
		2日券	越後湯沢駅および岩原トランジットセン	観光客・宿泊客・ワーケーション客	10,000
		5日券	ター他	観光客・宿泊客・ワーケーション客	1,000
		1か月券	ター他	地域住民	1,000
定額 タク シー パス	定額タクシー（バスパス購入者限定）	1週間券	越後湯沢駅および岩原トランジットセン	観光客・宿泊客・ワーケーション客	100
		1か月券	ター他	地域住民	100

※上表は現時点での案である。詳細は推進協議会と協議のうえ決定する。

(3) 情報発信

令和3年度社会実験に関して、ターゲットを明確化した上で、情報発信を行う。情報発信（販売促進含む）の方法・メディア・内容は企画提案によるものとする。

(4) 報告書の作成

上記(1)～(3)を踏まえ、業務成果を報告書としてまとめる。

(5) 協議打ち合わせ

業務を円滑に進めるために、委託者と十分に協議を行い、委託成果に反映すること。

(6) その他

本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託事業者との協議により内容を追加、変更および削除することがある。

3 委託費用

計 9,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

※国庫補助事業の採択の有無等により、事業費を変更する場合がありますので、ご承知おきください。

4 委託期間

委託契約締結の日から 令和3年12月24日(金)まで

5 実績報告書の提出

業務完了後、業務の実績を記載した報告書を提出すること。

6 その他

- (1) 本業務の履行に関して、指揮・監督を行う責任者を定めること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、委託者と協議し、随時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (3) 本業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守すること。
- (4) 本業務により製作される成果物の著作権は、委託者に譲渡するものとし、成果物の構成素材（写真、イラスト等）については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めがない事項、又は仕様について生じた疑義については、委託者及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

※甲 委託者、乙 受託者

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正処理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

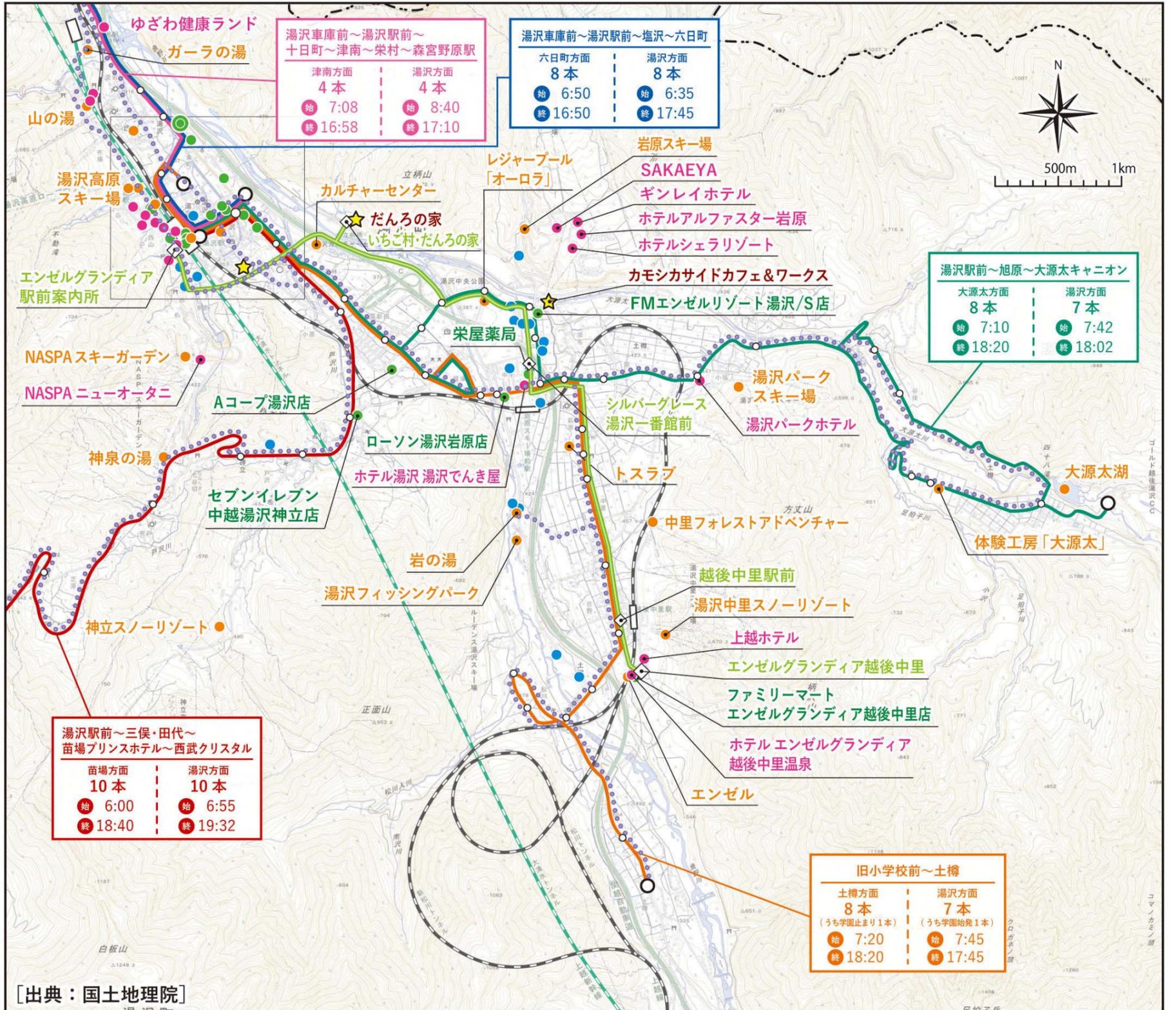
第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



[出典：国土地理院]



凡例	
●	主要観光地・施設
●	商業施設 (スーパー、コンビニ 食料品店、ドラッグストア)
●	宿泊施設 (同時宿泊可能人数100人以上)
●	大規模小売店舗
—	路線バス
●	リゾートマンション (入居世帯数20世帯以上)
●	福祉バス (週一便)
—	シャトルバス
★	コワーキングスペース

● 湯沢版MaaS 令和3年度社会実験案

別紙2

～事業内容は現在関係事業者と協議中であり、変更となる可能性があります～

①湯沢～市街地循環～岩原シャトル (21条)

- ・湯沢駅周辺の回遊性を高めるための市街地循環バス + 岩原地区の利便性向上に向けたシャトルバス

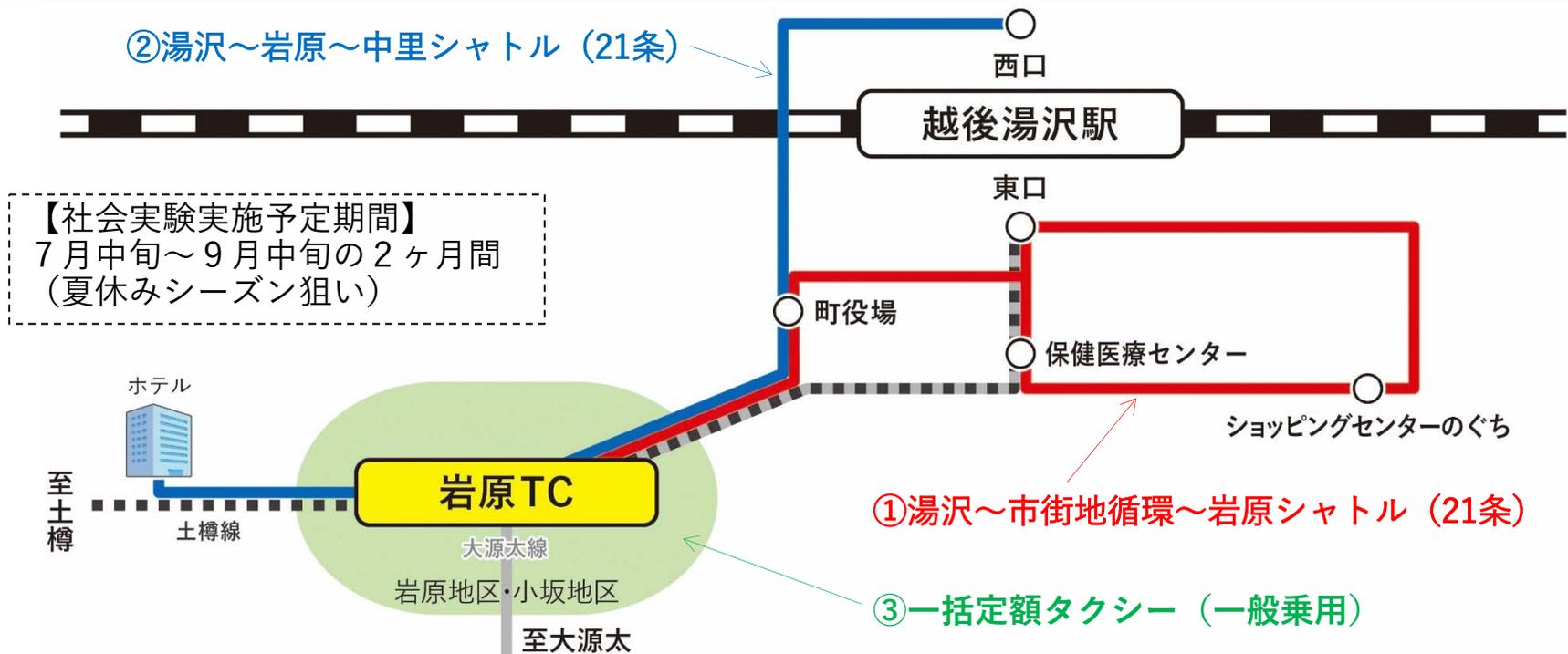
②湯沢～岩原～中里シャトル (21条)

- ・岩原地区および中里地区の利便性向上に向けたシャトルバス (ホテル送迎バスのリソースを活用)

③一括定額タクシー (一般乗用)

- ・岩原地区および小坂地区のきめ細やかな移動利便性を高めるための定額タクシー

※岩原地区は、飲食店やレジャー施設、リゾートマンションも多く立地し、運行充実による利便性向上の取組効果が期待される (=多頻度化を図るための実証事業として、①+②で運行間隔30分を目指す)



※TCはトランジットセンターの略。

※R3社会実験では、既存路線 (大源太線・土樽線) は岩原TCには停車しない。